

随意契約結果書

物品等の名称及び数量	緊急仮設橋組立訓練外作業
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	分任支出負担行為担当官近畿地方整備局 紀南河川国道事務所長 田中 雄三 和歌山県田辺市中万呂 1 4 2
契 約 締 結 日	令和 6 年 1 0 月 1 0 日
契約の相手方の氏名及び住所	一般社団法人和歌山県建設業協会 和歌山県和歌山市湊通り丁北 1－1－8
契約金額 （消費税及び地方消費税含む）	¥ 7, 9 2 0, 0 0 0－
予定価格 （消費税及び地方消費税含む）	¥ 8, 2 9 4, 0 0 0－
随意契約によることとした理由	本作業は、南海トラフ地震などの大規模災害の発災時に備え、人命救助の目安となる発災後 7 2 時間以内に緊急仮設橋を設置し、道路啓開作業を迅速・適切に行うことを目的に実施する訓練外作業である。 緊急仮設橋は、地元建設業協会の作業員が組立できる構造となっているが、訓練を実施することで、緊急時により迅速な対応を図るものである。訓練では、紀南河川国道管内で橋梁流出が発生したことを想定している。 近畿地方整備局と和歌山県建設業協会とは、災害等の発生時における近畿地方整備局所管施設等の緊急的な災害応急対策業務の実施のため、「災害時における近畿地方整備局所管施設等の緊急災害対策業務に関する協定書」を締結している。 協定書第 3 条において、出動要請を受けた建設業協会の会員は、事務所等の長の指示によりできる限り速やかに所管施設等の被災状況を調査し、応急対策を実施することとなっている。また、和歌山県道路啓開計画では、南海トラフ地震発生時に和歌山県建設業協会が県内において実施する道路啓開作業において、緊急仮設橋の設置を行うこととなっていることから、本訓練は実際に道路啓開活動にて緊急仮設橋を用いる和歌山県建設業協会が実施する必要がある。 よって、上記協会は本契約を履行できる唯一の者であり、同協会と随意契約するものである。 適用法令 会計法第 2 9 条の 3 第 4 項及び予算決算及び会計令第 1 0 2 条の 4 第 3 号
備 考	